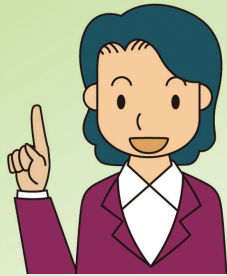
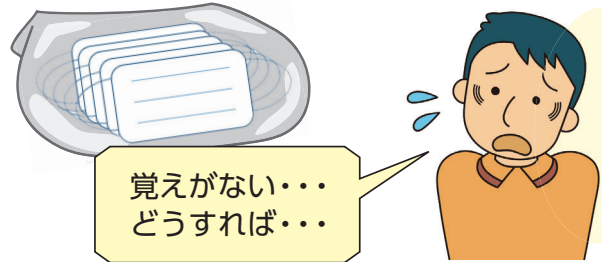


新型コロナウイルス感染症に便乗した、身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください。

事例

注文していない、ビニール袋に封入された60枚入りのマスクが国際郵便で届いた。納品書や請求書も入っていない。差出人にも覚えがない。どうすればよいか。

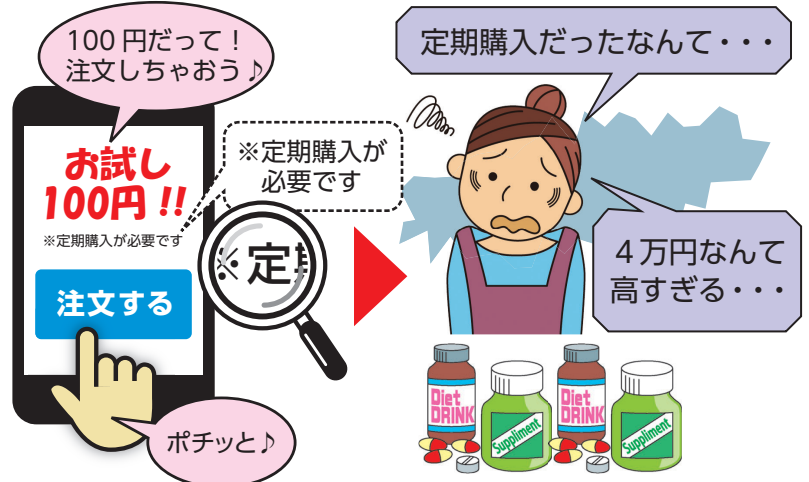


- 購入の申し込みをしていない商品が送られてきても、売買契約は成立していません。お金を払ったり、送り主の事業者と連絡したりしないでください。
- 商品が届いた日から事業者による引取りがないまま、14日間を経過した場合は商品を自由に処分して構いません。また、その後の事業者による商品の引取りに応じる必要もありません。
- 荷物が送られてきた際には「誰から来たのか」を必ず確認しましょう。

インターネット販売を利用する機会が増える中、「お試しのつもりが定期購入だった」といった相談が増加しています。

事例

SNSで「お試し100円」と書かれた広告を見て、サプリメントを注文した。注文当時、購入条件があることを確認しておらず、改めて購入サイトを確認したところ、複数回の定期購入が条件であることが分かった。約4万円を支払わなければならなくなり、高額であるため解約したいがどうすればよいか。



- 「お試し●●円」「初回▲▲円」「送料のみ」等と低価格であることが強調されている場合、複数月の継続した定期購入が条件になっていることが多いです。
- 定期購入が条件であることについては多くの場合、目立たない場所に小さく書かれていることが多く、それを盾に解約を拒否されるケースもあります。
- 契約内容に疑問が生じたときや、事業者と連絡が取れない等で困ったときはひとりで抱え込まず、早めに国立市消費生活センターへご相談ください。

令和元年度は、390件の消費者相談が寄せられました。

令和元年度に国立市消費生活センターに寄せられた相談件数は390件でした。不審なはがき、封書に関する相談が急増した平成30年度に比べ205件の減少となりましたが、**自営業者やフリーランス、学生の方などからの相談件数が増加しています。**

令和元年度に寄せられた相談内容TOP3

	主な相談内容	相談事例	相談件数
1	商品一般 ハガキや封書による架空請求に関するトラブル等	「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」と書かれたはがきが届いた。まったく覚えがないがどのように対処すればよいか。 →最近多発している事例です。無視して構いません。	75件 無視してOK!!
2	土地建物 土地・建物の賃貸契約や修理代に関するトラブル等	「台風や大雪の影響によるものであれば火災保険の保険金で家の屋根や雨どいの修理ができる。」と修理業者が突然訪問してきた。どのように対処すればよいか。 →後日高額な工事費や解約料を請求されるケースもあります。安易に契約しないようにしましょう。	61件 どうすれば… 火災保険で修理できますよ!
3	運輸通信 電話やインターネットを介したサービスに関するトラブル等	アダルトサイトのバナー広告をクリックしたら「登録されました」との文字が表示された。登録したつもりがなく、問い合わせ先に電話したところ、携帯電話のショートメールに料金請求のメッセージが届いた。 →バナー広告の画面をクリックしただけで契約は成立しません。電話やメール等による料金請求に安易に従わないようにしましょう。	46件 ●月●日までに10万円お支払いください! ADULT 18 登録されました!!

国立市消費生活センターのご案内

商品の購入やサービスを受けた時などのトラブルについてお気軽にご相談ください。

- ◆ 場 所：国立市役所 1階 21番 まちの振興課内
- ◆ 時 間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
10:00～12:00、13:00～16:00
- ◆ 相談方法：電話または来所
- ◆ 相談費用：無料

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則お電話での相談にご協力をお願いいたします。



土日祝日は
消費者ホットライン
(いやや)
局番なし **188** に
10:00～16:00

☎042-576-3201 (直通)